

◆ 令和6年度 部長マニフェスト ◆ 人権・平和担当部長

部の概要

所属課と人員 (R6.4.1現在)	(政策経営部に含む)	一人	
----------------------	------------	----	---

部の運営方針

人権、平和、男女平等という市の恒久的かつ根源的な理念を市民をはじめ事業者や教育関係者など地域に対して広く発信し、共感、協力、対話を通じてソーシャル・インクルージョンのまちづくりの実現を目指します。
また、性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが多様な生き方を選択できるよう「くにたち男女平等参画ステーション」を拠点として市内におけるジェンダー平等を推進します。
SDGsの観点で施策を捉え、全庁の施策のさらなる発展を目指します。
DV等の困難な状況におかれた女性への緊急的かつ中長期の自立支援を民間団体との連携により実施し、女性のエンパワーメントの推進を図ります。

令和6年度の重点項目

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	平和施策の推進	「くにたち平和の日」や「くにたち原爆・東京大空襲体験伝承講話事業」、「ふつうの日になったのか原爆に日展」などの既存事業を通じて、市民や子ども達が平和文化について考える機会を創出します。 また、「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議」を発足し、連携市の平和事業を効果的に情報共有し、市民同士が交流できる機会をつくります。		
2	人権施策の推進	「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」にもとづき、推進計画の策定に向け、令和6年度中に人権平和に関する実態調査を実施します。 今年度で4年目を迎える「人権月間」について、初めて参加する市民や子どもを増やし、人権やソーシャル・インクルージョンについて考える当事者と共に考える場とします。		
3	男女平等参画施策の推進	令和6年度からの「第6次ジェンダー平等推進計画」の主管課として、職層に応じた会議体を定期開催し、計画の着実な進行を図ります。 職員のジェンダー平等の意識向上に向け、職層や役割に応じた研修や情報共有を行い、各施策や事業に活かせるよう働きかけます。		
4	女性のエンパワーメントの推進	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画の年度内策定に向け、民間支援団体や関係機関へのヒアリング、男女平等推進市民委員会への諮問、答申、パブリックコメント等を経て、独自性のある計画を目指します。		

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満